

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名及び箇所名

業務名：令和6年度 県単道路防災事業 特定道路土工構造物の点検計画検討業務
箇所名：県内一円

(2) 業務の目的

本業務は、長野県が管理する特定道路土工構造物について、「道路土工構造物点検要領（令和5年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）」（以下、「国点検要領」という）を準用した点検を確実にかつ効率的に実施するため、点検支援技術性能カタログ等にある新技術を最大限に活用し、長野県の道路特性に適した点検計画および点検マニュアル等の検討を行うものである。

(3) 業務概要

新技術を用いた特定道路土工構造物の点検計画検討業務 一式

(4) 業務内容

ア 計画準備

業務の目的・趣旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、業務着手時の打合せ時に監督員に提出するものとする。

イ 資料収集整理

必要な関連資料、過年度点検成果等の収集、内容の整理を行う。
近年の気象状況、県内全域の地形・地質特性や道路土工構造物の種別、過去の災害履歴等を分析し、地形・地質の特性や道路土工構造物の種別を踏まえた災害特性の整理を行う。

ウ 点検計画の作成

(ア) 新技術を用いた箇所抽出方法および点検方法の検討

収集整理した既存資料に加え、3次元点群データ解析やドローン等の新技術を用いることで、県管理道路における特定道路土工構造物の効率的な抽出方法および点検方法を検討する。

本県の道路特性から、モデル区間※を設定した上で新技術の検証を行うものとする。なお、従来の近接目視等による点検に対する効率化・高度化、経済性などの総合的な見地で評価、取りまとめを行う。

(イ) 点検計画の作成

(ア) で検討された抽出方法および点検方法を踏まえて、県全域の特定道路土工構造物の点検計画を作成する。

点検計画では、特定道路土工構造物全数を5年に1回の頻度で行うことを基本とし、点検対象の抽出方法および点検方法、優先度の設定、費用、点検工程(5箇年計画)等を定める。

エ 点検マニュアルの作成

(ア) 点検マニュアルの作成

収集整理した資料をもとに、本県における道路土工構造物の被災の特徴や点検時の着眼点をまとめた上で、国点検要領を参考に県独自の点検マニュアルを作成する。点検マニュアルでは、点検方法、変状事例、健全度判定における留意事項、報告様式、データ保管方法など、監督員と協議の上、適宜必要な項目を記載する。なお、作成にあたっては、単に国点検要領を準用するだけでなく、本県の道路特性などを総合的に考慮すること。

また、データ保管方法においては、GIS等を活用したデータベースを構築し、長野県が所有するシステムとデータ連携ができる仕様とすること。現時点で連携を想定しているシステムは以下のとおり。

○長野県インフラデータプラットフォーム参考 URL

<https://nagano-infrastructure-data-platform-1-nagano-idp.hub.arcgis.com/>

(イ) 点検マニュアルの検証

設定したモデル区間※から幅広い施設種別の特定道路土工構造物(10箇所以上)を選定して現地の点検を実施し、作成した点検マニュアルの妥当性等を検証する。また、検証を踏まえた改善点等について、点検マニュアルへフィードバックする。

なお、点検マニュアルを検証する過程において、専門家へのヒアリングを行うこととする。専門家の選定は別途協議とする。

※モデル区間について

県管理の緊急輸送道路において、迂回路が無い、または被災時に広域迂回が伴う区間、過去に孤立発生の有無などから選定する。想定では、木曾地域((国)361号、(主)開田三岳福島線、(一)御岳王滝黒沢線など)を想定しているが、モデル区間の設定にあたっては、切土、盛土それぞれの特定道路土工構造物の幅広い施設種別を網羅できる区間とすること。

なお、業務における区間延長は概ね50kmとする。

オ 報告書等作成

業務の成果として、報告書のとりまとめを行う。また、業務内容についてわかり易く報告書を取りまとめ、概要版を作成する。

報告書の資料編においては、本業務で検討した新技術の概要や点検結果、その他業務期間中に発注者から協議のあった技術に関する内容を取りまとめることとする。

カ 打合せ協議

業務内容の確認や成果内容について協議するものとし、打合せ回数は業務着手時、中間打合せ2回、業務完了時の計4回とする。議事録の作成は受託者が行い、打合せ後、速やかに提出する。照査技術者の報告を1回以上行うものとする。

(5) 技術提案を求める具体的内容

ア 特定道路土工構造物の効率的な抽出方法および点検方法に関する具体的な提案

イ 県独自の点検マニュアルの策定に関する具体的な提案

ウ 点検データ等の活用方法に関する具体的な提案

(6) 履行期限

契約日の翌日から令和7年12月19日まで(債務負担行為設定済)

(7) 業務実施上の要件

- ア 各種技術基準を遵守すること。
- イ 業務遂行のために必要となる以下の資料は、発注者から貸与又は提供する。
 - ・ 平成 8, 9 年道路防災総点検
 - ・ 長野県吹付法面長寿命化修繕計画（平成 25 年 6 月、平成 27 年 12 月）
 - ・ 長野県大規模道路施設長寿命化修繕計画（平成 27 年 12 月）
 - ・ モデル区間の航空レーザ測量データ（県建設部砂防課 所管）
- ウ 重要事項を決定する打合せには、管理技術者が出席すること。

(8) 成果品

電子媒体 2 部

納品する電子媒体はハードディスクを想定しているがファイル形式、納品方法の詳細については、監督員と協議する。

その他電子納品に係る実施要領に基づくこと。

(9) 業務予算額

概ね 26,580 千円（税抜）

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

2-1 基本的な要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、地質調査かつ建設コンサルタント（地質又は、土質及び基礎）を有する者であること。
- (2) 地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号。以下同じ）に基づき地質調査業者かつ、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ）に基づき建設コンサルタント（地質又は、土質及び基礎）の登録を受けていること。
- (3) 掲示日時時点で所属技術者が 3 名以上いること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

- (12) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (13) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (14) 委託の主たる部分について、再委託または技術協力がでないこと。
- (15) 実質支配会社（次のいずれかに該当する場合）は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
- ア 人的関係のある会社。（ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
- ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
- エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社。
- オ 事業協同組合とその構成員。
- (16) 本業務は「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明とともに資格審査申請を行い、認定を受け、かつ各構成員すべてが上記(1)から(15)までの要件を満たした設計共同体についても参加を認める。

2-2 営業所の所在地に関する要件

県内に本店または営業所を有する者（ただし、県外本店の県内営業所は、当該入札に係る業種の参加資格を有している営業所に限る。）

2-3 配置予定技術者に関する要件

- 管理技術者として、次の技術者のいずれかを配置できること。
 - ・技術士 応用理学部門(地質)
 - ・技術士 建設部門（土質及び基礎）
 - ・認定技術管理者 地質部門
 - ・認定技術管理者 土質及び基礎部門
 - ・RCCM 地質部門
 - ・RCCM 土質及び基礎部門
- 照査技術者として、次の技術者のいずれかを配置できること。
 - ・技術士 応用理学部門(地質)
 - ・技術士 建設部門（土質及び基礎）
 - ・認定技術管理者 地質部門
 - ・認定技術管理者 土質及び基礎部門
 - ・RCCM 地質部門
 - ・RCCM 土質及び基礎部門
 - ・該当業務実務経験（20年以上）

2-4 同種・類似業務及び業務の施行に関する要件

特定道路土工構造物の点検業務かつ計画策定業務、若しくは道路防災点検業務かつ計画策定業務の実績を有していること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成21年4月1日から公告日の前日までに完了した業務が該当します。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式 様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式 様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規程に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。

③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

④ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

② 掲示の日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。

③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部道路管理課安全防災係

(企画幹兼安全防災係長) 関 貴幸 (担当) 青森 大弥

電話 026-235-7303 ファックス 026-235-7369

電子メール michikanri-a@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和6年7月22日(月)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(16)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定される。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号（添付資料を含む）の提出がない場合は、技術提案書の提出者に選定しません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表する。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・ <u>地質調査業者かつ建設コンサルタント（地質又は、土質及び基礎）</u>	・ 登録されているか
2 技術職員の状況（専門分野別）	・ 当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・ 有資格の職員はいるか ・ 有資格職員の経験は豊富か
3 配置予定の技術者	・ 配置予定技術者の状況	・ 配置予定技術者がいるか
4 再委託又は技術協力の予定	・ 再委託の内容	・ 再委託する業務の内容は適正か（当該業務の主要部分を再委託することにならないか） ・ 再委託先の選択は適正か
	・ 技術協力の内容	・ 技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか） ・ 技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）をFAX及び書面により、道路管理課長から通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、道路管理課長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行う。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則としてFAXまたは電子メール（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とする。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。

④ 回答方法 原則としてFAXまたは電子メールによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表する。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式 様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式 様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 主な業務経歴は揭示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。（平成21年4月

1日から揭示日の前日までに完了した業務。)

- ② 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。
- ③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- ④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画、費用

- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがある。
- ② 費用の積算にあたっては、労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。
- ③ 技術提案
技術提案は簡潔に記載すること。
- ④ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。
- ⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ア 受付場所 3(4)に同じ。
- イ 受付期間 揭示の日から令和6年7月22日(月)まで
(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く)。
- ウ 受付方法 FAXまたは電子メールとする。
- エ 回答方法 長野県ホームページに掲載(最終回答日:令和6年7月25日(木))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年7月29日(月)(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
- イ 提出場所 3(4)に同じ。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参または郵送とする。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。
- オ その他 提出期限までに様式7及び様式8(添付資料を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。また、提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができる。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和6年8月9日(金) (変更の場合がある。)
- イ 場所 長野県庁 西庁舎 112号会議室 (詳細については決定次第連絡する)
- ウ 時間 各者15~20分以内を予定 (提案者の公募数により変更の場合がある。)
- エ その他 パソコン、プロジェクターの持ち込みが必要な場合は、電話で3(4)の担当者に確認してください。

技術提案書の補足資料がある場合は10部印刷し、持参すること。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定する。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表する。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しない。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点(例)
配置予定の技術者の資格等 (20点)	管理技術者 (15点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか。
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
費用 (5点)	費用の妥当性		・当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか。
技術提案の内容 (60点)	特定道路土工構造物の効率的な抽出方法および点検方法に関する具体的な提案 (30点)		・県管理道路の膨大な道路土工構造物から、点検の対象となる特定道路土工構造物を効率的に抽出し、かつ的確に点検するため、既存資料や新技術の活用方法が具体的に提案されているか。
	県独自の点検マニュアルの策定に関する具体的な提案 (20点)		・県独自の点検マニュアルを策定するための実施方針、実施フロー及び工程計画が具体的に提案されているか。 ・長野県の道路特性を踏まえた上で、特定道路土工構造物の点検を効率的かつ確実に行うため、点検マニュアルを策定する上で考慮すべき点について具体的に提案されているか。
	点検データ等の活用方法に関する具体的な提案 (10点)		・特定道路土工構造物の箇所抽出や点検等によって得られたデータについて、その後の修繕計画の策定や補修設計、災害発生時などに活用する具体的な方法とそれを実現するためのデータ保管方法が提案されているか。
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか
評価点の合計結果 (100点)			

(注1) 担当技術者を複数名(3名まで)配置する場合であっても、評価は代表技術者の1名に対して行うので、技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、道路管理課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を書面により、道路管理課長から通知する。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、道路管理課長に対して非特定理由についての説明を求められることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない。)に書面により行う。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
- ③ 受付方法 FAXまたは電子メールによる。
なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認すること。
- ④ 回答方法 FAXまたは電子メールによる。

(10) その他の留意事項

- ア 提出された技術提案書は、返却しない。
- イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には無断で使用しない。
- エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

5 その他

- (1) 契約書作成の要否 : 要
- (2) 関連情報を入手するための窓口 : 3(4)に同じ
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求める。